

第三管区海上保安本部との相互協力に関する協定の概要

◆ 協定締結の目的

離島における救急患者の円滑な緊急搬送に加え、激甚化・頻発化が懸念される大規模災害に備え、都内における災害へも迅速に対応できるよう、東京都と第三管区海上保安本部との連携を一層強化

◆ 協定の概要

- 離島における急患搬送や都内における災害対応に関する相互協力について必要な事項を規定

相互協力の主な内容

- 海上保安庁による急患搬送
- 海上保安庁による災害対応に必要な人員、資器材、物資等の搬送
- 海上保安庁による東京都への情報連絡要員の派遣、東京都による当該情報連絡要員への情報提供
- 東京都による、海上保安庁の災害対応に必要な東京都の施設、敷地等の提供 など

要請手続きの明確化

- 相互協力に係る双方の窓口や要請の方法を事前に定め、災害発生時等に円滑に連携

情報連携の強化

- 災害時に、それぞれが保有する被害や活動状況に関する情報等を、相互に提供し、応急対策活動の推進に活用

実効性の向上

- 定期的に会議を開催し、更なる連携の強化及び交流を促進

人事交流や訓練での連携等を通じて、相互協力の実効性をさらに向上

